

令和 8 年度

市道撰待川線

撰待川線道路改良工事

特 記 仕 様 書

当初設計

宮古市田老字上沖 地内

宮古市都市整備部建設課

施工条件一覧表

本工事における施工条件として、下記に定める事項を明示する。

- | | | | | | |
|--------------------------|------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 適用範囲 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> その他 |) | |
| <input type="checkbox"/> | 2. 工程関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> その他 |) | |
| <input type="checkbox"/> | 3. 施策関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> その他 |) | |
| <input type="checkbox"/> | 4. 使用材料の品質規格等 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 設計書 | ・ <input type="checkbox"/> 図面 | ・ <input type="checkbox"/> その他) |
| <input type="checkbox"/> | 5. 検査（確認を含む）及び立会 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> その他 |) | |
| <input type="checkbox"/> | 6. 用地関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> その他 |) | |
| <input type="checkbox"/> | 7. 公害関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 設計書 | ・ <input type="checkbox"/> その他) | |
| <input type="checkbox"/> | 8. 安全対策関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 設計書 | ・ <input type="checkbox"/> 図面 | ・ <input type="checkbox"/> その他) |
| <input type="checkbox"/> | 9. 工事用道路対策関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 図面 | ・ <input type="checkbox"/> その他) | |
| <input type="checkbox"/> | 10. 仮設備対策関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 設計書 | ・ <input type="checkbox"/> 図面 | ・ <input type="checkbox"/> その他) |
| <input type="checkbox"/> | 11. 建設副産物関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 設計書 | ・ <input type="checkbox"/> その他) | |
| <input type="checkbox"/> | 12. 工事支障物件等関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 図面 | ・ <input type="checkbox"/> その他) | |
| <input type="checkbox"/> | 13. 薬液注入関係 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> その他 |) | |
| <input type="checkbox"/> | 14. その他 | (<input type="checkbox"/> 特記仕様書 | ・ <input type="checkbox"/> 設計書 | ・ <input type="checkbox"/> 図面 | ・ <input type="checkbox"/> その他) |

第1条 適用範囲

- ・本特記仕様書は、 摂待川線道路改良工事(以下「本工事」という。)に適用する。
- ・本特記仕様書に記載のない事項については「共通仕様書（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）〔令和8年度以降、岩手県県土整備部〕」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
- ・本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

第2条 工程関係

1 工期

- 本工事の工期は、以下による。

全体工期	102	日間
うち余裕期間		日間
うち実工期	102	日間

※全体工期=余裕期間+実工期

※工期の始期日を含めて数えた日数とする。

※工事開始日を含めて数えた日数とする。

- 実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等）を含むものである。

※参考 連休等

ゴールデンウィーク 4月29日 から 5月 5日 7日間

お盆休暇 8月13日 から 8月16日 4日間

お正月休暇 12月29日 から 1月 3日 6日間

- 実工期のうち、降雨（降雪含む）による休日日数は 4 日間を見込んでいる。
- 「共通仕様書第1編1-1-1-10（工事着手）」における「特記仕様書に定めのある場合」について、鋼橋・鋼製水門製作工は工事開始日以降90日以内とする。

2 債務負担工事

- 本工事は、 年債務である。

対象の有無

無

3 余裕期間の設定

- 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- 工事実績情報システム(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
- 工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- 工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- 工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
- 工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までには、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
- 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。
- その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、以下によるものとする。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010909.html>

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>【土木工事関係】「余裕期間」の設定(技術関連等)》

対象の有無

無

<p>4 週休2日工事</p> <p>完全週休2日（土日）Ⅱ型</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、岩手県県土整備部週休2日工事実施要領に定める「週休2日工事」である。 実施にあたっては、「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。 詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020291.html <p>《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>週休2日工事》</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>						
<p>5 関連する他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連して本工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 <table border="1" data-bbox="228 562 1198 645"> <thead> <tr> <th>影響を受ける箇所</th> <th>他工事の内容</th> <th>影響を受ける時期（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	影響を受ける箇所	他工事の内容	影響を受ける時期（予定）				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
影響を受ける箇所	他工事の内容	影響を受ける時期（予定）					
<p>6 特定される施工時期等による制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定される施工時期等による制限の有無 <table border="1" data-bbox="228 748 1198 831"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>施工方法</th> <th>時期・時間（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	施工方法	時期・時間（予定）				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
工事内容	施工方法	時期・時間（予定）					
<p>7 関係機関等との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との協議の有無 <table border="1" data-bbox="228 938 1198 1021"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>協議内容</th> <th>協議成立見込時期（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	協議内容	協議成立見込時期（予定）				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
工事内容	協議内容	協議成立見込時期（予定）					
<p>8 関係機関等協議結果による条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との協議結果による条件の有無 <table border="1" data-bbox="228 1126 1198 1209"> <thead> <tr> <th>影響項目</th> <th>影響範囲等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	影響項目	影響範囲等			<p>対象の有無</p> <p>無</p>		
影響項目	影響範囲等						
<p>9 工事着手前の事前調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事着手前の事前調査の有無 <table border="1" data-bbox="228 1312 1198 1395"> <thead> <tr> <th>調査内容</th> <th>調査時期</th> <th>移設時期（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	調査内容	調査時期	移設時期（予定）				<p>対象の有無</p> <p>無</p>
調査内容	調査時期	移設時期（予定）					
<p>10 工事一時中止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書別記第20条に基づき、工事を一時中止する場合の取扱いは、「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」(平成28年7月岩手県県土整備部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を参考とする。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010906.html <p>《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>工事の一時中止に係るガイドライン(案)の改定》</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>						
<p>11 熱中症予防対策に係る工期の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、工事請負契約書別記第21条に基づき、熱中症予防対策に伴う施工効率の低下等を理由とした工期の延長変更を請求することができる。 発注者は、上記請求を受けた場合、環境省が公表している施工箇所の最寄りの観測地点の暑さ指数（WBGT）を確認のうえ、作業日における猛暑時間（8時～12時及び13時～17時を対象として、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の時間帯をいう。）を踏まえて工期延長日数を算定する。 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>						

<p>5 電子納品</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、電子納品の対象工事とする。 <p>電子納品特記仕様書〔工事〕（令和5年4月1日以降適用宮古市都市整備部建設課）により、電子納品レベルを受発注者間の協議により決定すること。</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>																		
<p>6 情報共有システム（ASP）の利用について （※ASP:Application Service Provider）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、情報共有システムを利用することを原則とする。 詳細は土木工事共通特記仕様書1-1-11による。 様式等は以下のホームページによる。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020281.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革 >【土木工事】情報共有システム(ASP)の利用》</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>																		
<p>7 新技術等の活用の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工に先立ち、本工事内容について十分把握の上、設計図書で指定された工法及び技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）や岩手県新技術等活用促進事業等を利用して、新技術等の活用を積極的に推進するものとし、活用する新技術等がある場合は監督職員に報告するものとする。 新技術等の活用により、設計図書の記載事項の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 新技術等の活用にあたり、監督職員から施工実態調査の実施を指示された場合は、これを行うものとする。 なお、調査結果については、工事名・受注者名を公表する場合がある。 岩手県新技術等活用促進事業の詳細については、以下のホームページ「岩手県新技術等活用促進事業」を参考とすること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095545/1095569.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>各種相談窓口 > 岩手県新技術等活用促進事業》</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>																		
<p>8 再生資源利用認定製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生資源利用認定製品の利用促進の有無 熔融スラグ入りプレキャストコンクリート製品は除くものとする。 以下の資材を利用する場合は、再生資源利用認定製品を利用するよう努めるものとする。 詳細については、以下のホームページ「岩手県再生資源利用認定製品」を参考とすること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html 《岩手県トップページ>くらし・環境>環境>環境政策>岩手県再生資源利用認定製品》</p> <p>【参考】</p> <table border="1" data-bbox="248 1610 1230 1872"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規 格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	資材名	規 格	備考																<p>対象の有無</p> <p>無</p>
資材名	規 格	備考																	

9 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品 <ul style="list-style-type: none"> ・プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用するものとする。 ・製品に用いる溶融スラグの品質規格は、JIS A 5031に適合しているものとする。 ・溶融スラグ入り製品が供給されない等、溶融スラグ入り製品を使用できない場合は、その理由を明記した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を監督職員に提出すること。 ・本工事で使用できる溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品類は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="247 459 1050 1164"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>資材名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>水路式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>鉄筋コンクリート水路類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>排水フリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>ベンチフリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界ブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界付き落蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>積みブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>インターロッキングブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>舗装用コンクリートブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他</td><td></td></tr> </tbody> </table>	使用区分	資材名	備考	<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類		<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	水路式側溝類		<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類		<input type="checkbox"/>	排水フリューム類		<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類		<input type="checkbox"/>	積みブロック類		<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類		<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類		<input type="checkbox"/>	その他		対象の有無
	使用区分	資材名	備考																																											
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	水路式側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類																																													
<input type="checkbox"/>	排水フリューム類																																													
<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類																																													
<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	積みブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	その他																																													
	無																																													
10 災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いたレディーミクストコンクリート <ul style="list-style-type: none"> ・レディーミクストコンクリートについては、極力災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いた製品を優先して使用するものとする。 ・品質規格は、JIS A 5308に適合しているものとする。 	対象の有無																																													
	有																																													
11 受発注者間の情報共有（設計・施工技術検討会（三者協議））について <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、設計の意図及び目的の的確な伝達と反映、工事施工段階における必要な設計変更の内容を確定するとともに、その対応を協議する「設計・施工技術検討会」の設置対象工事である。 ・受注者は、「共通仕様書第1編1-1-1-3（設計図書の照査等）」により設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出する。 ・開催回数は、原則1回とするが、発注者が必要と認めた場合は複数の開催ができるものとする。 ・対象「無」の場合においても受注者から実施の申し出を行うことができる。 	対象の有無																																													
	無																																													
12 現場環境改善（快適トイレの設置の試行） <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、現場に快適トイレを設置することを原則とする。 ・快適トイレの標準仕様及び積算方法は、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020280.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>【土木工事】快適トイレの導入》 ・快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項は対象外とする。 	対象の有無																																													
	有																																													

<p>13 ICT活用工事</p> <p>ICT活用工事ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・詳細については、別添「ICT活用工事特記仕様書」及び以下のホームページ「岩手県県土整備部ICT活用工事実施要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020287.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>ICT活用工事》 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>14 BIM/CIM適用工事</p> <p>BIM/CIM適用工事ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・詳細については、別添「BIM/CIM適用工事特記仕様書」及び以下のホームページ「岩手県県土整備部BIM/CIM適用工事実施要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1077110.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>BIM/CIM適用工事》 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>15 1日未満で完了する小規模作業の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1日未満で完了する作業の積算」(※)(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。 ・受注者は、施工パッケージ型積算基準(※)と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。 ・同一作業員の作業が他工種・細別の作業との組合せにより1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 ・受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面及びその他協議に必要となる根拠資料(日報、見積書、契約書、請求書等)を監督職員に提出すること。なお、根拠資料により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 ・「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」(※)を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 <p>※それぞれについては土木工事標準積算基準書を参照してください。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1093671/1089636.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>積算基準・仕様書>令和7年度土木工事標準積算基準書(公表用)》</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>16 熱中症対策に資する現場管理費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。 ・詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1030508.html 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>

<p>17 建設現場における遠隔臨場試行対象工事</p> <p>遠隔臨場試行対象工事（受注者希望型）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、遠隔臨場（ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施）の試行対象工事である。 詳細については、以下のホームページ「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1038444.html 《岩手県トップページ》>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革 >【土木工事】建設現場の遠隔臨場》 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>18 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、受注者が希望するCCUSを活用した工事（以下「CCUS活用工事」という。）の対象である。 詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領（以下「要領」という。）」を参照すること。 対象の有無が「無」の場合でも、CCUS活用工事の実施を希望する場合は、要領第4第3項に基づく協議により、CCUS活用工事を実施できる場合があること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1058795.html 《岩手県トップページ》>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革 >建設キャリアアップシステム活用工事》 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>19 総合評価落札方式競争入札において建設キャリアアップシステムの活用を提案する場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事が総合評価落札方式競争入札による発注で、受注者が技術提案評価項目Aで「当該工事における建設キャリアアップシステムの活用」を「活用する」として申請し評価点を得ている場合、受注者は「総合評価落札方式技術評価基準 別紙1（評価基準及び配点（A）（以下「評価基準別紙1）」に定める内容を実施すること。 やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事成績評定における技術提案履行確認を「不履行」として扱う。 詳細については、以下のホームページに掲載する「評価基準別紙1」の「6留意事項〔建設キャリアアップシステムの取組〕」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/1-2-03700.html 《岩手県トップページ》>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>1-2-03700 総合評価落札方式競争入札技術評価基準》 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>20 総合評価落札方式競争入札において県内企業の活用を提案する場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事が総合評価落札方式競争入札による発注で、受注者が技術提案評価項目Aで「県内企業の活用」を「70%以上」または「40%以上70%未満」として申請し評価点を得ている場合、受注者は「総合評価落札方式技術評価基準 別紙1（評価基準及び配点（A）（以下「評価基準別紙1）」のとおり申請した評価点に応じ県内企業の活用に取り組むものとする。 やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事成績評定における技術提案履行確認を「不履行」として扱う。 詳細については、以下のホームページに掲載する「評価基準別紙1」の「6留意事項〔県内企業の活用〕」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/1-2-03700.html 《岩手県トップページ》>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>1-2-03700 総合評価落札方式競争入札技術評価基準》 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>

第4条 使用材料の品質規格等

1 レディーミクストコンクリート

・無筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
■	普通	急傾斜地崩壊対策工用(基礎工、擁壁工、コンクリート張工)(ポンプ車打設)、均コンクリート、基礎コンクリート、側溝(U、L型)、管渠巻立、集水樹、石積(張)・ブロック積(張)の胴込・裏込、ガードケーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インパート)、擁壁、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック、親柱	■	□	18-8-40	60	
□		トンネル覆工(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)	□	□	18-15-40	60	270
□		海岸構造物、消波ブロック	□	□	18-8-40	55	
□		砂防堰堤(堤体、側壁、水叩)、枠張工、床固工	□	□	18-5-40	60	
□		同上(堤冠部)	□	□	21-5-40	60	
□		水中コンクリート(場所打杭を除く)	□	□	30-15-40	50	370
□							

・鉄筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量	
			BB	N				
□	普通	急傾斜地崩壊対策工用(法枠工)、側溝蓋、函渠、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場	□	□	21-12-40	55		
□		同上	□	□	21-12-25	55		
□		同上(海水の影響を受ける構造物)	□	□	21-12-40	45	300	
□		同上(同上)	□	□	21-12-25	45	330	
□		橋梁下部、擁壁、函渠、樋門(管)	□	□	24-12-40	55		
□		同上	□	□	24-12-25	55		
□		ラーメン構造物($\sigma_{ca}=7.8N/mm^2$)、RCスラブ、RCT桁、RCホロースラブ、地覆、剛性防護柵	□	□	24-12-25	55		
□		深礎	□	□	24-12-40	55		
□		非合成桁床版(地覆含む)	□	□	24-12-25	55	300	
□		リバース杭、ベント杭	□	□	30-18-40	55	350	
□		同上	□	□	30-18-25	55	350	
使用区分		適用工種		セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
				H	N			
□		PC橋(横桁、床版)、合成桁床版(地覆含む)、プレテンI桁中詰、PCホロースラブ中詰	□	□	30-12-25	55		
□		PCラーメン、オールステージングによる場所打ホーステン桁	□	□	36-12-25	55		
□		ポステン主桁	□	□	40-12-25	55		
□								

・コンクリート舗装

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
□	舗装	コンクリート舗装	□	□	曲げ4.5-2.5-40	—	
□		同上	□	□	曲げ4.5-6.5-40	—	

※N: 普通ポルトランドセメント、H: 早強ポルトランドセメント、BB: 高炉セメントB種

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。

※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex.最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※塩害対策の対象となる場合は、別途考慮する。

<p>① 上記以外の使用コンクリート（現場練・セメントモルタル・吹付けコンクリート等）の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり面吹付けコンクリート等の配合は以下を参考とし、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。 <p>【参考】配合の目安（モルタル及びコンクリート吹付）</p> <table border="1" data-bbox="220 427 874 591"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント量 C (kg/m³)</th> <th>水セメント比 W/C (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル吹付</td> <td rowspan="2">360～420</td> <td rowspan="2">45～60</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) レディーミクストコンクリート以外の場合は、「練混ぜ水の水質試験」を実施するものとする。</p>		セメント量 C (kg/m ³)	水セメント比 W/C (%)	モルタル吹付	360～420	45～60	コンクリート吹付	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
	セメント量 C (kg/m ³)	水セメント比 W/C (%)						
モルタル吹付	360～420	45～60						
コンクリート吹付								
<p>② テストハンマーによる強度推定調査の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のコンクリート構造物については、テストハンマーによる強度推定調査を行い、別紙「強度推定調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】 <p>「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照</p> <table border="1" data-bbox="220 882 1193 1025"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>対象構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	対象構造物					<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
工 種	対象構造物							
<p>③ ひび割れ発生状況の調査の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のコンクリート構造物については、ひび割れ発生状況の調査を行い、別紙「ひび割れ調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】 <p>「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照</p> <table border="1" data-bbox="220 1249 1193 1393"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>対象構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	対象構造物					<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
工 種	対象構造物							
<p>④ 建設資材の品質記録保存業務実施の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の構造物に使用する材料については、「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（共通仕様書Ⅲ参考資料）」に基づく品質記録を作成するものとする。 <table border="1" data-bbox="220 1576 1193 1697"> <thead> <tr> <th>対象構造物</th> <th>対象材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	対象構造物	対象材料					<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
対象構造物	対象材料							
<p>⑤ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定実施の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。 <p>「共通仕様書(Ⅱ) 出来形管理基準及び規格値 1 共通編 3 無筋・鉄筋コンクリート 7 鉄筋」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、以下のホームページ「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 H30.10 国土交通省大臣官房技術調査課」を参照すること。 <p>http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kvoutuu/tokkibetten.html</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>							

第4条 使用材料の品質規格等

2 アスファルト混合物

使用区分	アスファルト合材名		使用箇所
<input type="checkbox"/>	①	再生 粗粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン (13)	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	再生 密粒度アスコン (20F)	表層
<input type="checkbox"/>	⑤	再生 密粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	再生 細粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>		再生 瀝青安定処理 (20)	
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	①	粗粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン (13)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン (20F)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	細粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>		瀝青安定処理 (20)	
<input type="checkbox"/>	⑧	密粒度ギャップアスコン (13F改質Ⅰ型)	
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (20改質Ⅱ型)	
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (13F改質Ⅱ型)	

※「改質型」は、新材の使用を標準とする。

対象の有無

有

① 上記以外の使用アスファルト合材の有無

使用区分	アスファルト合材名		使用箇所
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			

対象の有無

無

② 舗装新設補修履歴管理ファイル（舗装カード）、橋梁補修・補強履歴カードの提出の有無 ・ 工事完成後は「舗装新設補修履歴管理ファイル（舗装カード）」「橋梁補修・補強履歴カード」に記入のうえ、監督職員に提出するものとする。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/douro/iijikanri/1041358/1009678.html>

《岩手県トップページ＞県土づくり＞道路＞道路の環境改善、維持管理＞道路施設長寿命化修繕計画＞橋梁カード・舗装カード》

対象の有無

無

第4条 使用材料の品質規格等

3 石材類

使用区分	材料名	規 格	適用箇所
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂（洗）	
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	碎石 15 ~ 5mm	
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂利 15 ~ 5mm	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-80	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-50	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-40	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-25	
<input checked="" type="checkbox"/>	粒度調整碎石	M-40	上層路盤
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-80	
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-50	
<input checked="" type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-40	基礎碎石、下層路盤
<input type="checkbox"/>	栗石	50 ~ 150 mm	
<input type="checkbox"/>	割栗石	50 ~ 150 mm	
<input type="checkbox"/>	割栗石	150 ~ 200 mm	
<input type="checkbox"/>	割詰石	150 ~ 200 mm	
<input type="checkbox"/>	雑割石	150 ~ 200 mm	
<input type="checkbox"/>	山砂（不洗）		
<input type="checkbox"/>	岩ズリ	CBR 以上	

対象の有無

有

① 上記以外の使用材料の有無

材料名	規 格	適用箇所

対象の有無

無

4 鉄筋

使用区分	材料名	規 格	適用箇所
<input type="checkbox"/>	丸鋼 SR235	φ	
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD295A	D	
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD345	D	

対象の有無

無

第4条 使用材料の品質規格等

5 植生工材料

- 種子散布、客土吹付、植生基材吹付の主体種子については、以下を参考とし、工事場所、発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

- ① 種子散布工
- ② 客土吹付工
- ③ 植生基材吹付工

主体種子

草本類	外来種	トールフェスク、クリーピングレッドフェスク、オーチャードグラス、ケンタッキーブルーグラス、チモシー、バミューダグラス、ウィーピングラブグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー、ペレニアルライグラス、イタリアンライグラス、ベントグラス、レッドトップ
	在来種(郷土種)	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ
木本類	在来種(郷土種)	ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ

対象の有無

無

無

無

6 指定材料の品質確認

- 共通仕様書第2編第1章第2節第4(見本・品質証明資料)において指定する材料

区分	確認材料名	適用
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品及び岩手県コンクリート製品協会認定品のいずれでもない製品
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗料	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	岩手県生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格したJISマーク表示認証工場で製造するJIS製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	岩手県生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格したJISマーク表示認証工場で製造するJIS製品以外
	薬液注入剤	
	肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

対象の有無

無

7 品質規格証明書 ・ 共通仕様書第2編第1章第2節第1（一般事項）において提出を定める材料の有無	対象の有無			
	有			
	材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考
	レディミクストコンクリート	18-8-40-BB	排水構造物工	
8 使用材料 ・ 事前に監督職員の承諾を要する材料の有無	対象の有無			
	無			
	材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考
9 工事材料一覧表 ・ 工事に先立ち、設計図書に示す規格と工事で使用する規格を対比した工事材料一覧表を提出すること。 詳細については、以下のホームページ「土木工事書類簡素化のポイント」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1040932.html ・ 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞ 土木技術管理・働き方改革＞土木工事書類簡素化のポイント》	対象の有無			
	有			
10 その他 ・ その他の使用材料の有無	対象の有無			
	有			
	材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考
	設計書のとおり			

第6条 用地関係

1 工事用地等の制限 ▪ 工事用地等の未処理による制限の有無	対象の有無			
	無			
	<table border="1"><tr><td>未 処 理 箇 所</td><td></td></tr><tr><td>処 理 見 込 時 期</td><td></td></tr></table>	未 処 理 箇 所		処 理 見 込 時 期
未 処 理 箇 所				
処 理 見 込 時 期				
2 使用後の復旧条件 ▪ 工事用地等の使用終了後の復旧条件の有無	対象の有無			
	有			
	<table border="1"><tr><td>内</td><td>容 現 状 復 旧</td></tr></table>	内	容 現 状 復 旧	
内	容 現 状 復 旧			
3 工事用仮設道路、資機材置場等の借地指定 ▪ 工事用仮設道路、資機材置場等の借地指定の有無	対象の有無			
	無			
	場 所 ・ 範 囲			
	時 期 ・ 期 間			
	使 用 条 件			
復 旧 方 法 等				
4 仮設ヤードの指定 ▪ 仮設ヤード（桁製作ヤード）の指定の有無	対象の有無			
	無			
	場 所 ・ 範 囲			
	時 期 ・ 期 間			
	使 用 条 件			
復 旧 方 法 等				

第7条 公害関係

1 公害防止のための制限

- ・騒音・振動防止のための施工方法等の制限の有無
- ・粉塵防止のための施工方法等の制限の有無
- ・排出ガス防止のための施工方法等の制限の有無
- ・その他、公害防止のための施工方法等の制限の有無

施 工 方 法	
建 設 機 械 ・ 設 備	一般工事用建設機械 8 機種
作 業 時 間	

対象の有無

無

無

有

無

2 水替・流入防止施設

- ・水替・流入防止施設設置の公害防止対策の有無

施 設 内 容	
設 置 期 間	

対象の有無

無

3 濁水・湧水等の処理条件

- ・濁水・湧水等の処理条件の有無

処 理 施 設	
処 理 条 件 等	

対象の有無

無

4 事業損失防止

- ・事業損失防止のための事前・事後調査の有無

調 査 項 目	
事 前 ・ 事 後	
調 査 時 期	
調 査 方 法	
調 査 範 囲	

対象の有無

無

第8条 安全対策関係

1 交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の計上の有無 ・交通誘導警備員数については、以下のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署との打合せの結果又は条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。	配置場所 路線名： 各路線	配置員数	編制 検定合格者：人 その他：人	総配置員数	昼夜別 昼	交代要員の有無 無	対象の有無 無
	2 近接工事 ・近接する工事での施工方法、作業時間等の制約の有無						
	施工方法制限				鉄道 ガス 電気 電話 上水道 下水道 文化財 その他（ ）		対象の有無 無 無 無 無 無 無
	作業時間制限						無 無 無 無 無 無
	その他						無 無 無 無
3 防護施設等 ・危険要因に対する防護施設等の有無	施設内容				落石 雪崩 土砂崩壊 補強が必要な既存構造物		対象の有無 無 無 無 無
	4 発破作業等の制限 ・発破作業等の保安設備・要員の配置の有無						
	設備・要員内容						対象の有無 無
	制限内容						無
5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策 ・換気設備等の設置の有無	設備内容				有毒ガス 酸素欠乏 その他		対象の有無 無 無 無

<p>6 積載超過防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 積載超過防止対策の有無 <p>① 土砂及び工事事業用資機材等の積載超過のないようにすること。</p> <p>② 過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材を購入しないこと。</p> <p>③ 積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。</p> <p>④ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>※法12条団体等とは、法12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を含む。</p> <p>⑤ 下請け契約の相手方または資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。</p>	<p style="text-align: center;">対象の有無</p> <p style="text-align: center;">有</p>
<p>7 簡易信号機</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 簡易信号機の使用の有無 <p>▪ 簡易信号機を使用する場合には、設置位置、全赤設定時間（両方の信号が赤表示になっている時間）が確認できる書類、写真等を添付した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を提出し、事前に監督職員の承諾を得ること。</p>	<p style="text-align: center;">対象の有無</p> <p style="text-align: center;">無</p>

第11条 建設副産物関係

1 土砂の搬入元（工事を除く） ・ストックヤード等からの土砂の搬入の有無 搬入元及び搬入量は以下のとおり。	対象の有無												
	有												
	<table border="1"><thead><tr><th>箇所名</th><th>地先名</th><th>搬入量（地山）</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>摂待土捨て場</td><td>宮古市田老字上摂待83</td><td>30 m3</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr></tbody></table> <p>具体的な箇所は別添「位置図」のとおり</p>		箇所名	地先名	搬入量（地山）	備考	摂待土捨て場	宮古市田老字上摂待83	30 m3				m3
箇所名	地先名	搬入量（地山）	備考										
摂待土捨て場	宮古市田老字上摂待83	30 m3											
		m3											
・受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。													
2 建設発生土の搬入予定工事 ・建設発生土の搬入予定工事の有無 本工事では、以下の工事からの建設発生土の搬入を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。	対象の有無												
	無												
	<table border="1"><thead><tr><th>搬入元工事名</th><th>搬入予定期間</th><th>搬入量 （盛土換算数量）</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>令和 年 月 から 令和 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr><tr><td></td><td>令和 年 月 から 令和 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr></tbody></table>		搬入元工事名	搬入予定期間	搬入量 （盛土換算数量）	備考		令和 年 月 から 令和 年 月	m3			令和 年 月 から 令和 年 月	m3
搬入元工事名	搬入予定期間	搬入量 （盛土換算数量）	備考										
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3											
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3											
・受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。													
3 建設発生土の搬出先（工事を除く） ・ストックヤード等への建設発生土の搬出の有無 搬出先及び搬出量は以下のとおり。	対象の有無												
	無												
	<table border="1"><thead><tr><th>箇所名</th><th>地先名</th><th>搬出量（地山）</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr></tbody></table>		箇所名	地先名	搬出量（地山）	備考			m3				m3
箇所名	地先名	搬出量（地山）	備考										
		m3											
		m3											
・受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。													

4 建設発生土の搬出予定工事 <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土の搬出予定工事の有無 <p>本工事では、以下の工事へ建設発生土の搬出を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出先工事名</th> <th>搬出予定期間</th> <th>搬出量 (盛土換算数量)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>令和 年 月 から 令和 年 月</td> <td>m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 年 月 から 令和 年 月</td> <td>m3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。 	搬出先工事名	搬出予定期間	搬出量 (盛土換算数量)	備考		令和 年 月 から 令和 年 月	m3			令和 年 月 から 令和 年 月	m3		対象の有無 無				
	搬出先工事名	搬出予定期間	搬出量 (盛土換算数量)	備考													
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3															
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3															
5 資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務 <ul style="list-style-type: none"> 本工事に土砂の搬入又は本工事から建設発生土を搬出する場合、下記に記す資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。 受領書の交付 受注者は、土砂を共通仕様書1-1-1-21に示す再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 再生資源利用計画を作成する上での確認事項等 受注者は、共通仕様書1-1-1-21に示す再生資源利用促進計画の作成に当たり、発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 																	
6 建設副産物 <ul style="list-style-type: none"> 指定副産物の処理の有無 <p>工事の施工により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は、以下の場所に搬入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>副産物名</th> <th>搬入再資源化施設名</th> <th>搬入場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考													対象の有無 無
	副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考													

7 建設廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> 指定廃棄物の処理の有無 <p>工事の施工により発生する指定廃棄物は、以下の場所に搬入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物名</th> <th>受入施設名</th> <th>受入場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(有)陸中商会</td> <td>下閉伊郡山田町豊間根9-86-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄くず</td> <td>(株)宮古金属</td> <td>宮古市金浜第6地割2-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物名	受入施設名	受入場所	備考	廃プラ	(有)陸中商会	下閉伊郡山田町豊間根9-86-1		鉄くず	(株)宮古金属	宮古市金浜第6地割2-1										対象の有無 有
	廃棄物名	受入施設名	受入場所	備考																	
廃プラ	(有)陸中商会	下閉伊郡山田町豊間根9-86-1																			
鉄くず	(株)宮古金属	宮古市金浜第6地割2-1																			
8 その他 <ul style="list-style-type: none"> 再生資源化施設及び建設廃棄物受入施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 <p>なお、受注者が上記施設とは異なる施設で処理する場合においても設計変更の対象としない。</p> <p>ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。</p>																					

第14条 その他

1 現場発生品 ・現場発生品の引渡条件の有無			対象の有無
			無
	種類	数量	保管・仮置場所
2 凍結抑制剤散布 ・現場周辺路面の凍結抑制剤散布の有無 路面凍結の恐れがある場合、凍結抑制剤を散布すること。 なお、凍結抑制剤は受注者の負担とする。			対象の有無
			無
3 木材使用量の報告 ・「岩手県産木材等利用促進行動計画」（以下「行動計画」という。）の趣旨（木材の利用による地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成等）に鑑み、木材を使用した場合は、以下の事項を明記した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を監督職員に提出すること。 ① 木材の概算使用量の合計（m ³ ） ② 木材を使用した工種のうち、最も多く使用した工種名（1工種） （工種名については、木材の利用事例として今後の行動計画の推進に活用するもの。） ・木材を使用する工種の例は以下のとおり。 仮設工（丁張材、仮設防護柵の横桁等）、型枠工、法面工（伐根材等を植生基材として利用した法面吹付工）、木工沈床工等 ・行動計画の詳細については、以下のホームページ「岩手県産木材等利用促進基本計画・行動計画」を参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukovou/ringyou/mokuzai/1030770.html 《岩手県トップページ＞産業・雇用＞林業＞木材＞岩手県産木材等利用促進基本計画・行動計画》			対象の有無
			無

第14条 その他	
<p>4 現場代理人の兼務</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い（令和3年3月22日市長決裁、改正令和7年1月23日）に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。 詳細については、以下のホームページ「現場代理人の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.city.miyako.iwate.jp/gvosei/soshiki/keiyakukanzai/5/4/3/355.html 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
	<p>5 主任技術者及び監理技術者の兼務</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い（令和7年2月3日市長決裁）に基づき、2件の工事で監理技術者を兼務できる対象である。 詳細については、以下のホームページ「主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.city.miyako.iwate.jp/gvosei/soshiki/keiyakukanzai/5/4/3/365.html なお、主任技術者については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に定める請負代金の額に満たない工事においては専任を要しないことから、本項目の対象の有無にかかわらず複数の工事を管理することができる。
<p>6 労働者確保に要する間接費の実績変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」対象工事である。 本工事は、土木工事標準積算基準（港湾工事積算基準）に基づき算出した「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、「東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について」（平成26年2月7日）に基づき追加費用を計上している。 ただし、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、土木工事標準積算基準書（港湾工事積算基準）により算出した実績変更対象費では適正な工事の実施が困難になった場合は、受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 ② 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 詳細については、「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010937.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>(土木関係)労働者確保に要する間接費の実績変更》 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>

<p>7 施工箇所が点在する工事の積算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『〇〇地区（施工箇所〇〇）』、『△△地区（施工箇所〇〇）』、『□□地区（施工箇所〇〇）』（以下「対象地区」という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。 <p>なお、共通仮設費及び現場管理費の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>8 工事請負契約締結後における単価適用年月変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」対象工事である。 本工事は、特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能な対象工事である。 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知（設定）している最新の設計単価資料（「土木関係設計単価表」をいう。）の設計単価に変更するものとする。 設計単価の変更に伴う契約変更（第1回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及び仕様書等は変更しないものとする。 単価適用年月の変更を請求した場合においても、工事請負契約書別記第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更及び「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用」と併用できるものとする。 適用除外工事は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 請求日時点で出来高が発生している工事。 ② その他発注者が適用除外と認めた工事。 詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 <p>https://www.city.miyako.iwate.jp/material/files/group/4/tanka-240801.pdf</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>9 遠隔地からの資材調達に要する輸送費</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ないことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上できるものとする。 詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010934.html</p> <p>《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>（土木関係）遠隔地からの資材調達に要する輸送費》</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>

第14条 その他		対象の有無																	
10 その他の特記事項 ・その他の特記事項の有無		有																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特記事項</th> <th>特記事項の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋設物の確認</td> <td>施工前に埋設物の確認を行い、工事打合簿で提出すること。</td> </tr> <tr> <td>施工時期補正</td> <td>現場管理費のうち施工時期補正（4級地）の冬期日数については、実際の作業実績に基づき精算変更で対応するものとし当初設計では計上しない。</td> </tr> <tr> <td>交通規制について</td> <td>施工時は全面通行止めとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特記事項	特記事項の内容	埋設物の確認	施工前に埋設物の確認を行い、工事打合簿で提出すること。	施工時期補正	現場管理費のうち施工時期補正（4級地）の冬期日数については、実際の作業実績に基づき精算変更で対応するものとし当初設計では計上しない。	交通規制について	施工時は全面通行止めとする。											
特記事項	特記事項の内容																		
埋設物の確認	施工前に埋設物の確認を行い、工事打合簿で提出すること。																		
施工時期補正	現場管理費のうち施工時期補正（4級地）の冬期日数については、実際の作業実績に基づき精算変更で対応するものとし当初設計では計上しない。																		
交通規制について	施工時は全面通行止めとする。																		
11 工事関係書類の標準化 ・本工事における工事関係書類について、国交省様式を使用する場合は、初回打合せ時に工事打合せ簿（共通仕様書 様式第43号）により監督職員に報告すること。 ・標準化対象となっていない様式があるため、以下HPに掲載している標準化一覧を確認すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1050141.html 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞土木技術管理・働き方改革＞国土交通省様式との標準化》																			
12 疑義 ・本工事及び本特記仕様書に関して疑義の生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。																			

共通仕様書 補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち、主なものは以下のとおりであり、提出区分の欄が、「■」となっているものは、本工事に伴い提出しなければならない書類である。
 なお、書類の様式は、共通仕様書で定める様式による。

提出区分	名称	提出期日	部数	仕様書条項	備考
<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-1	契約書別記第3条 ※全工事対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工程表	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-2	契約書別記第3条
<input checked="" type="checkbox"/>	施工計画書	工事着手前及び必要の都度	2部	共仕第1編1-1-1-6	1部は返却
<input checked="" type="checkbox"/>	施工体制台帳	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-12	
<input checked="" type="checkbox"/>	施工体系図	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-12	
<input type="checkbox"/>	再生資源利用計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-21	施工計画書に添付
<input type="checkbox"/>	再生資源利用促進計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-21	施工計画書に添付
<input checked="" type="checkbox"/>	確認・立会願	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
<input checked="" type="checkbox"/>	段階確認書(確認後のもの)	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
<input checked="" type="checkbox"/>	出来形数量	別途指示	1部	共仕第3編3-1-1-5	「土木工事数量算出要領(案)」及び「設計図書」
<input checked="" type="checkbox"/>	工事写真	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-7	「写真管理基準」
<input checked="" type="checkbox"/>	施工管理図表	検査時及び必要の都度	1部	共仕第1編1-1-1-26	「土木工事施工管理基準及び規格値」
<input checked="" type="checkbox"/>	履行報告書	毎月1回(監督職員の指定日)	1部	共仕第1編1-1-1-27	契約書別記第11条
<input checked="" type="checkbox"/>	安全訓練等の実施状況	監督職員から請求があった場合	1部	共仕第1編1-1-1-30	
<input checked="" type="checkbox"/>	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	完成時まで	1部	共仕第3編3-1-1-10	実施した場合に提出
<input checked="" type="checkbox"/>	事故報告書	事故発生時	1部	共仕第1編1-1-1-33	
<input type="checkbox"/>	工事用道路に関する計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕第1編1-1-1-36	着工前の場合、施工計画書の中で記載しても可
<input checked="" type="checkbox"/>	工事使用材料の品質証明資料	検査時及び必要の都度	1部	共仕第2編第1章第2節	

電子納品特記仕様書〔工事〕

令和5年4月1日以降適用
宮古市都市整備部建設課

1 適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

2 用語の定義

本特記仕様書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

電子納品：調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること

電子成果品：業務又は工事の共通仕様書等において規定される資料のうち、岩手県電子納品ガイドライン及び国の要領等を参考に作成した電子データ

電子媒体：電子成果品を格納した CD-R、DVD-R 又は外付け HDD

電子データ：CAD、ワープロ、表計算等のソフトウェアで作成した電子情報

3 適用除外

本工事の電子成果品を作成するにあたって、「岩手県電子納品ガイドライン」における以下の項目は適用しない。

- ・3.1 「事前協議チェックシート」の提出
- ・6.2.2 電子納品チェックシステムによるチェック
- ・6.2.3 SXF ブラウザによる図面ファイルのチェック

4 電子納品実施区分

本工事は、電子納品を「義務」として実施すること。

本工事における電子納品は、全ての工種において実施すること。

5 電子納品対象書類

〔土木関係〕

本工事における、電子納品対象書類は、電子納品レベルに応じて、次のとおりとすること。

フォルダ サブフォルダ	電子成果品	電子納品レベル				備考
		4	3	2	1	
DRAWINGS	発注図面(最終)	○	○	○	○	発注者より提供
SPEC	特記仕様書(最終)	○	○	○	○	発注者より提供
MEET		○	○			
ORG	工事打合せ簿	○				
	出来形管理	○	○			
	品質管理	○	○			
	建設材料の 品質記録保存	○	○			共仕第3編 1-1-4に 示すもののみ対象
	コンクリート構造物の 品質確保	○	○			共仕第1編 3-1-2に 示すもののみ対象
PLAN		○	△			
ORG	施工計画書	○	△			
DRAWINGF	出来形図	○	○	○	○	
PHOTO		○	○	○	○	
PIC	工事写真	○	○	○	○	
DRA	参考図	○	○			
OTHARS		○	○	◆	◆	
ORG	材料承認	○	○	◆	◆	
	出荷・品質証明	○	○	◆	◆	
	その他の資料	○	○			
VIEW	XML 閲覧ソフト	○	○	○		

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定すること。

※ 岩手県電子納品ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

※ 備考欄の共仕については、本工事の特記仕様書において適用する、「土木工事共通仕様書・土木工事共通特記仕様書[岩手県県土整備部]」を参照すること。

※ 電子納品で使用するファイル形式は、「岩手県電子納品ガイドライン」に準拠するものとする。図面データについても同様に、SXF(sfc)形式を基本とするが、受発注者間の協議により、他の形式(p2l, jww, dxf, dwg等)とすることも可能とする。

※ 紙媒体をスキャンしてPDF形式にする場合、解像度は400dpi以上とすること。

※ 電子納品レベル1の場合、出来形図はCAD及びPDF形式、工事写真はJPEG又はPDF形式とすること。

◆ 電子納品レベル2およびレベル1における、「材料承認」および「出荷・品質証明」については、省令・告示に基づき定期点検要領が策定されている、「道路橋」、「道路トンネル」、「シェッド・大型カルバート等」、「横断歩道橋」及び「門型標識等」に関連する工種を対象とするものとする。

電子納品レベルについては、受発注者間の協議によって決定すること。

6 ウイルスチェック

電子成果品を提出する際は、ウイルスチェックソフトの最新のパターンファイルにより、確実にウイルスチェックをおこなうこと。ウイルスチェックソフトについて特に指定はない。

7 電子媒体の表記

電子媒体ラベル面は、「岩手県電子納品ガイドライン」を参考に、以下のとおりとすること。

- ・工事番号 : (空欄)
- ・工事名称 : 契約図書に記載されている正式名称を記載
- ・作成年月 : 工期終了時の年月を記載
- ・発注者名 : 「宮古市」と記載
- ・受注者名 : 受注者の正式名称を記載
- ・何枚目/全体枚数 : 全体枚数と何枚目であることを記載
- ・ウイルスチェックに関する情報
 - ウイルスチェックソフト名
 - ウイルス定義年月日またはパターンファイル名
 - ウイルスチェックソフトによるチェックをおこなった年月日
- ・フォーマット形式 : フォーマット形式 IS09660(レベル1) を明記

ラベル面には、上記項目を直接印刷又は油性ペンで記載し、表面に損傷を与えないこと。また、電子媒体やドライブに損傷を与えることがあるため、ラベル面への印刷したシール貼り付けはおこなわないこと。

8 提出

電子媒体は1部提出とすること。なお、格納するデータ容量により、CD-R 又は DVD-R においては、複数枚に格納することも可能とする。ただし、外付け HDD の場合は1台に全てのデータを格納すること。

電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

9 検査

電子納品対象工事については、電子成果品による検査をおこなうことも可能とする。電子成果品による検査とするか、従来方式で紙媒体による検査とするかは、受発注者間の協議によって決定すること。なお、電子成果品による検査の場合でも、「5 電子納品対象書類」に含まれないものについては、紙媒体による提出又は提示が必要となる。(※「土木工事書類作成の手引き[岩手県県土整備部]」参照)

電子成果品による検査を円滑に実施するため、予め以下の事項について受発注者間で確認すること。

- ・検査に使用する機器(PC、検査員用モニター)及び操作者
- ・紙で検査をおこなう必要があるもの
- ・その他、検査に必要な事項

電子納品レベル4にて電子納品した工事については、工事成績評定表の監督員考査項目「創意工夫」において、2点を加点する。また、電子成果品による検査を実施した工事については、同考査項目において、2点を加点する。

事前協議チェックシート〔情報共有システム（ASP）〕

(ASP:Application Service Provider)

1 協議実施日等

協議実施日	令和 年 月 日		
出席者	発注者		
	受注者		

本工事で情報共有システムを利用しない場合、枠内にその理由を記載すること。

	<p>記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所において、システム利用に必要な通信環境が確保できないため ・現場施工期間が極めて短期間であり、システム利用による情報共有円滑化や業務効率化の効果が小さいと考えられるため
--	---

2 情報共有システムの取扱い

(1) 情報共有システム利用諸条件

利用開始日	令和 年 月 日		
発注者必要ID数 (例：5ID)	ID	↓ワークフロー機能対象者○、非対象者×	
発注者	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
受注者必要ID数	ID		
受注者	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
1データ当りの最大容量	MB以内	(設定が必要な場合に記載)	
全データの最大合計容量	GB以内	(設定が必要な場合に記載)	
その他特記事項			

(2) 情報共有システム利用対象機能

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
工事基本状況管理機能		コリンズファイルインポート		○	
掲示板機能		記事・コメント機能の利用	○	○	
スケジュール管理機能		監督職員のスケジュール登録	○		
		受注者のスケジュール登録		○	
発議書類作成機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		施工計画書 (変更含む) ※打合せ簿の様式で提出		○	
		確認・立会依頼書		○	
		段階確認書		○	
		工事打合簿 (指示)	○		
		工事打合簿 (承諾)		○	
		工事打合簿 (協議)		○	
		工事打合簿 (提出)		○	
		工事打合簿 (届出)		○	
		工事打合簿 (その他)		○	
		材料確認願		○	
		工事履行報告書		○	
		事故関係書類	○	○	
		関係官庁協議資料	○	○	
		近隣協議資料	○	○	
		施工体制台帳		○	
	施工体系図		○		

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。

(2) 情報共有システム利用対象機能 (続き)

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
発議書類作成機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		再生資源利用実施書 (建設資材搬入工事用)		○	
		再生資源利用促進実施書 (建設資材搬出工事用)		○	
		再生資源利用計画書 (建設資材搬入工事用)		○	
		再生資源利用計画書 (建設資材搬出工事用)		○	
		出来形管理帳票		○	
		品質管理帳票		○	
		完成図面		○	
		工事写真		○	
		参考図		○	
		その他のデータ	○		
				○	

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。